

令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業に係る公募要領

※ 本公募は、令和7年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることにご留意願います。

第1 総則

日本食・食文化普及の人材育成支援事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

政府では、農林水産物・食品の輸出拡大を図る上で、海外需要を拡大するため、非日系市場など新たな市場開拓等の施策を展開していくこととしています。

新たな市場開拓に向けては、日本食・食文化の普及・拡大に係る取組を総合的・戦略的に実施することが重要です。このため、別表の第1欄に掲げる事業に記載する趣旨に沿い、第3欄の取組を支援します。

第3 事業内容

別表の第3欄に掲げる事業内容のとおりとします。

第4 応募団体の要件

別表の第3欄に掲げる事業内容ごとに記載する第4欄の応募団体の要件のとおりとします。

第5 補助対象経費の範囲

別表の第3欄に掲げる事業内容ごとに記載する第5欄の補助対象経費の範囲のとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費

- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金額及び補助率は、別表の第3欄に掲げる事業内容ごとに記載する第6欄の補助金額の範囲内で事業の実施に必要なとなる経費を第7欄の補助率（定額）で助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があるので留意してください（第13の5を参照）。

第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

（1）事業に係る課題提案書（別紙様式1－1）

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式1－2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式1－3）
- ③ 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額（消費税等を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1－4）

（2）応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- ① 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要（別紙様式1－5）

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出してください。

2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- （1）課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- （2）提出した課題提案書等は、変更することができません。
- （3）課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。

- (4) 別表の第4欄に掲げる要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として電子メールによる申請のほか、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による申請とします。やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。
- (7) 課題提案書等を電子メールで提出する場合は、メール件名を「令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業公募申請書（〇〇〇〇）」としてください。
（※〇〇〇〇は申請者名）。
- なお、メール受信トラブル防止のため、メール送信後、(11)の電話番号に御連絡ください。
- (8) 課題提案書等を郵送する場合は、封筒等の表に「令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業公募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。なお、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
（なお、課題提案書等は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。）
- (9) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (10) 提出された課題提案書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (11) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- 農林水産省輸出・国際局輸出企画課
電話番号：03-6744-0481（直通）
メールアドレス：JJT_jinzai/atmark/maff.go.jp
（メール送信の際は、/atmark/を@に置き換えてください）

第10 補助金交付候補者の選定

提出された課題提案書等については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、輸出・国際局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された課題提案書等について、応募要件及び課題提案書等の内容について確認し、必要に応じて問い合わせをいたします。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された課題提案書等について事前整理を行います。

また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開といたします。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は、提案者が負担してください。）。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

（３）選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

２ 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容、実施方法、事業の効果、行政施策との関連性等を勘案して総合的に行います。

３ 審査の基準

（１）事業実施主体の適格性については、次の項目について審査するものとします。なお、課題提案書の提出から過去３年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第１項又は第２項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

① 実施体制の適格性

② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

（２）事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

② 実施方法の効率性

③ 経費配分の適正性

（３）事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

① 期待される成果

② 波及効果

４ 審査結果の通知

（１）輸出・国際局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

（２）審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

（３）補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

（４）選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３輸国第5108号農林水産事務次官依命

通知）及び日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5300号農林水産省食料産業局長通知）（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、当該事業の申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、当該事業への申請内容又は当該事業の選定の結果により、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- （2）事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （3）事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後1か月を目処に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。
- （4）事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類

（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

事業実施主体が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第10条による交付決定の取消を行うことがあること。また、交付決定者は、事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況の確認を行うことがあること。

- （5）事業実施主体は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、交付決定者に申し出ること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- （1）取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。
- （2）処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- （1）本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- （2）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （3）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （4）本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三

者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第 14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（１）補助事業者自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第 15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表

第1 公募対象事業名	第2 趣 旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象 経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率
日本食・食文化普及の人材育成支援事業	本事業では、日本の農林水産物・食品に対する需要喚起に向け、海外における日本食・食文化の普及を担う人材の育成の取組を支援するため、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成を推進します。	※ 本事業では、次に掲げるⅠからⅣまでの事業のいずれかを実施する取組を支援します。このため、ⅠからⅣまでに掲げる個別の事業にご提案いただけます。 また、ⅠからⅣまでに掲げる全ての事業または複数の事業についてご提案いただくことも可能です。その場合は、事業間の連携を図り、事業効果を高めるよう工夫をしてください。 Ⅰ 日本食・食文化普及人材育成支援事業 本事業では、海外の外国人日本食料理人を招へいし、我が国の日本料理店等で研修させ、日本料理に関する知識及び調理技能を向上させることで、海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力発信のための先導的役割を担い、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際に現地でのパートナーとなり得る人材へと育成するための取組を支援します。 また、本事業の実施により、以下のア及びイの指標を達成することを目標とします。 ア 本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に 30%以上増加させる。 ※成果目標の記載例 目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円＝ 差額（仕入れ増加額）〇〇千円 イ 本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において日本食講習会を開催する。 1 研修生の選考 新たな市場開拓を図るため、新興国や地方都市を中心に、アジア、欧州、米州、大洋州及び中近東の地域のうち4地域以上から、料理学校の卒業生又は日本料理の調理に従事した経験のある者であって、本事業の研修終了後は、海外において日本食料理人として日本食・食文化の普及及び日本産品の魅力発信のための先導的役割を担うこと又は我が国の食関連産業の海外展開に関わることが見込まれる者を、本事業の研修生として合計 10 名以上選考する。 なお、研修生の選考に当たっては、候補者について第三者への確認等を含む確実な身元確認を実施する。 2 研修の実施等 1で選考した研修生を招へいし、次に掲げる（1）及び（2）の研修を実施する。 （1）基礎研修の実施 （2）に掲げる研修の効果を十分に享受することが可能となるよう、本研修に必要な日本語の修得のほか、日本料理に関する基礎的知識及び調理技能を修得するための集団研修及び我が国の先進的な食関連施設の現地調査等の研修を実施する。 （2）日本料理店等での研修の実施 研修生に対して実践的な指導を行うことができる日本料理店に研修生を配属し、日本料理における食品衛生管理、日本の食文化、おもてなし等に関する知識及び調理技能を修得させるための研修を実施する。	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書及び収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員若しくは支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律 77 号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以	調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、専門家指導活動費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、研修に必要な食材等購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、研修生の招へい費及び滞在に要する経費、研修生日当・旅費、報告書印刷費等	128,491千円以内	定額
				40,000千円程度		

- 3 研修成果の確認及び効果発現に向けた検討の実施
 2の研修終了後、研修成果を確認するための研修報告会を開催する。
 また、本研修の効果発現をより高めるため、日本料理人、食関連事業者、学識経験者等を含めた有識者で構成する研修効果発現促進検討会やヒアリングを実施し、本研修の成果、効果、改善方策等を検討する。
- 4 報告書の作成
 1から3までの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、招へいした研修生の状況を把握し、農林水産省の求めに応じてその状況を報告する。

下同じ。)でないこと。

別表

第1 公募対象事業名	第2 趣 旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象 経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率
		Ⅱ 日本料理の調理技能認定推進支援事業 日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人のうち日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を民間団体等が自主的に認定できるよう「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」（平成28年 4月1日付け27食産第6094号農林水産省食料産業局長通知。以下「調理技能ガイドライン」という。）を制定したところです。 本事業では、調理技能ガイドラインに基づき外国人日本食料理人を認定する制度（以下「調理技能認定制度」という。）の適正な運用・管理、普及等を図るための取組を支援します。 また、本事業の実施により、調理技能認定制度を世界へ効果的に普及させるとともに、以下のアからウまでのうち一つ以上の指標を達成することを目指す。 ア 本制度の認定制度の認定者数を 100 名以上増加させ、このうちの 30 %以上をゴールドまたはシルバーとする。 イ 本制度の認定者数を 150 名以上増加させる。 ウ 本事業により認定された海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に 30%以上増加させる。 ※成果目標の記載例 目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円 ＝ 差額（仕入れ増加額）〇〇千円 1 調理技能認定制度の運用・管理等の実施 民間団体等による認定等の取組が調理技能ガイドラインに基づいて適正に行われるように適切に管理する。また、調理技能認定制度による効果を最大化するため、2によるもののほか、調理技能認定制度の認知度及び活用価値の向上並びに調理技能認定制度の認定者の増加に係る検討等を行う。 2 調理技能認定制度の講習会・PRの実施 調理技能認定制度の普及拡大（認定者数の増加を含む。）を一層促進するために必要となる講習会や、認知度向上のためのイベントの開催、広報活動等を実施する。また、新たな市場開拓を図るため、新興国や地方都市を中心に、開催地を選定する。 3 報告書の作成 1及び2の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書及び収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。 3 事業成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員若しくは支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律でないこと。	調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等	20,000 千円程度	

別表

第1 公募対象事業名	第2 趣 旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象 経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率
		Ⅲ 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業 海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力を適切かつ効果的に発信し、更なる日本産品の輸出の拡大に繋げるためには、日本産品のみならず日本食・食文化の理解・普及を図ることが重要であることから、日本食・食文化の魅力を理解し発信できる外国人日本食料理人を育成し、こうした人材の活躍を通じた海外における日本食・食文化や日本産品の魅力発信機会を構築することを目的として、以下1から3までの取組を実施するものとします。 なお、本事業の実施に当たっては、日本食普及の親善大使や日本料理の調理技能認定制度、海外の料理学校等を活用するものとします。 また、本事業の実施により、以下のアからウまで指標のうち一つ以上を達成することを目標とします。 ア 「日本料理部門」と「すし部門」のコンテスト出場者（外国人料理人）を合わせて100名以上とする。 イ コンテスト出場者（外国人料理人）が、自らが勤務する飲食店等において日本食講習会を開催する。 ウ コンテスト出場者（外国人料理人）が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。 ※成果目標の記載例 目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円＝差額（仕入れ増加額）〇〇千円 1 日本料理コンテスト出場者の選考 日本料理コンテストは、すし以外を対象とする「日本料理部門」と、すしを対象とする「すし部門」を設け、それぞれ出場する外国人日本食料理人を選考する。 なお、「日本料理部門」及び「すし部門」ともに、幅広い層の料理人が参加できるような課題を設定する。 2 日本料理コンテスト及び人材育成の取組の実施 （1）日本料理部門 国内外の3か所以上の都市でコンテストを実施する。 （2）すし部門 国内外の1か所以上の都市でコンテストを実施する。 なお、（1）及び（2）のコンテストの実施に当たっては、当該コンテストの認知度向上のための広報活動を実施する。 （3）人材育成の取組 日本料理コンテスト開催に併せて、出場者や開催都市周辺の外国人料理人等を対象とした日本食・食文化及び日本産品に対する知識・理解を更に深めるためのイベント・セミナー等を実施する。 3 報告書の作成 1及び2の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書及び収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。 3 事業成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員若しくは支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。	調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、WEB サイト関係費、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等	50,000 千円程度	

別表

第1 公募対象事業名	第2 趣 旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象 経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率
		IV 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業 海外では、日本食レストランが増加傾向にある一方、専門的な知識・技能を有する日本食料理人や、海外の料理学校で日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる講師が不足していることから、日本食・食文化及び日本産品を適切に普及できる外国人日本食料理人の育成を図るための取組を支援します。 なお、本事業の実施に当たっては、日本食普及の親善大使や日本料理の調理技能認定制度、海外の料理学校等を活用するものとします。 また、本事業の実施により、以下のア又はイの指標のうち一つ以上を達成することを目標とします。 ア 2か所以上の海外料理学校等において、日本食の専門的な知識・技能を学ぶことができる日本食講座開設・講師派遣支援を実施する。 イ 本事業により支援した日本食講座に 100 名以上参加させる。 1 日本食講座開設・講師派遣の実施 新たな市場開拓を図るため、新興国や地方都市にある海外の料理学校等において、専門的な知識・技能を有する日本食料理人や、海外の料理学校で日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる講師による日本食講座カリキュラム作成、講師派遣等を行う。 2 報告書の作成 1の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書及び収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。 3 事業成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員若しくは支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。	調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等	20,000 千円程度	

別紙様式1－1

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

(応募者)
名 称
代表者職名
代表者氏名

令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業に係る課題提案
書

令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業に係る課題提案書を、
別添のとおり関係書類を添えて提出します。

受付番号	
------	--

課題提案書（応募者に関する事項）

事業No.	
事業名	令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		FAX	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		FAX	
	E-mail			

団体概要
※団体ホームページのURLを記載してください。 http://www.**** ※上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合は☑をお願いします。 ☐ 業務（事業）内容 ☐ 財務状況
過去の類似・関連事業の実績、実施内容等
事業担当者の業績等 ※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。 1. 農林 太郎（所属・役職） 2. 農林 花子（所属・役職）
重複申請の有無 有・無 ※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。
令和7年度事業として既に採択が決定している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。
過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要 ※該当する場合は、当該取消を受けた日を記載してください。

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

別紙様式1－3

課題提案書（取組内容に関する事項）

1 事業概要
（事業の目的） （事業の内容） ※事業目的を達成するため、別表の第3欄に掲げる事業内容ごとに、実施時期、実施場所、実施内容等を具体的に記載してください。 （協議会や検討会等の構成） ※協議会や検討会等のメンバーが確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。
2 実施方法
（事業の一部を委託する場合は、委託内容等を具体的に記載してください。） ※上記の事業内容の具体的な実施方法を記載してください。

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要、役割及び事務処理体系についても記載してください。)

4 実施スケジュール

(協議会や意見交換会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。)

5 事業の目標（達成すべき成果）、波及効果

※事業目的を達成するための成果目標、波及効果を記載してください。

なお、成果目標については、本事業の実施により達成すべき定量的な目標（実施回数、参加人数、事業実施による変化率等）を記載してください。

波及効果には、本事業を実施することにより日本産農林水産物・食品の輸出促進にどのように貢献するかを含めて記載してください。

（成果目標の記載例）

※実施する事業について達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

① 日本食・食文化普及人材育成支援事業

本事業の実施により、以下の指標を達成することを目標とする。

- ・本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円＝差額（仕入れ増加額）〇〇千円

- ・本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において日本食講習会を開催する。

② 日本料理の調理技能認定推進支援事業

本事業の実施により、以下の指標のうち一つ以上を達成することを目標とする。

- ・調理技能認定制度の認定者数を100名以上増加させ、このうちの30%をゴールド又はシルバーとする。
- ・調理技能認定制度の認定者数を150名以上増加させる。
- ・本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円＝差額（仕入れ増加額）〇〇千円

③ 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業

本事業の実施により、以下の指標のうち一つ以上を達成すること

を目標とする。

- ・「日本料理部門」と「すし部門」のコンテスト出場者（外国人料理人）を合わせて 100 名以上とする。
- ・コンテスト出場者（外国人料理人）が、自らが勤務する飲食店等において日本食講習会を開催する。
- ・コンテスト出場者（外国人料理人）が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後 2 年以内に 30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）〇〇千円 ＝ 差額（仕入れ増加額）〇〇千円

④ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業

本事業の実施により、以下の指標のうち一つ以上を達成することを目標とする。

- ・ 2 か所以上の海外料理学校等において、日本食の専門的な知識・技能を学ぶことができる日本食講座開設・講師派遣支援を実施する。
- ・ 本事業により支援した日本食講座に 100 名以上参加させる。

6 事業成果・効果の検証方法

※5に記載した目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標（達成すべき成果指標）を設定してください。

※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証する方法を記載してください。

7 行政施策との関連性

※「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和5年12月 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部改訂）との関連性を説明してください。

別紙様式1－4

経 費 内 訳 書

(単位：千円)

区 分				備 考
	事 業 費	国庫補助金	自己負担	
※実施する事業について記載してください。 ※事業の実施内容との関係が分かるよう可能な限り具体的な積算に努めてください。				
I 日本食・食文化普及 人材育成支援事業 1 研修生の選考 2 研修の実施等 3 研修成果の確認及び効果発現に向けた検討の実施 4 報告書の作成				
II 日本料理の調理技能 認定推進支援事業 1 調理技能認定制度の運用・管理等の実施 2 調理技能認定制度の講習会・PRの実施 3 報告書の作成				
III 日本料理コンテスト 等による魅力発信支援事業 1 日本料理コンテスト出場者の選考 2 日本料理コンテスト及び人材育成の取				

組の実施 3 報告書の作成				
IV 海外料理学校等での 日本食講座開設・講師 派遣支援事業 1 日本食講座開設・ 講師派遣の実施 2 報告書の作成				
計				

- (注) ・事業費欄には、区分ごとに積算した金額を記載してください。
- ・備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
 - ・補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。
 - ・事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載するとともに見積等を添付してください。
 - ・謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

(参 考)

専門用語の説明

事業名	令和7年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業
用 語	説 明

※「専門用語の説明」は、提案書の内容で特に説明が必要となる用語がある場合のみ作成してください。該当がない場合は、添付は不要です。

別紙様式 1－5

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（月～月）
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等
を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料